

令和5年度 第13回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和5年12月6日(水) 9時30分～12時5分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、稲垣委員、上野委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員、
欠席委員	石川委員、片谷委員、酒井委員、藤倉委員、横田委員
開催形態	公開(傍聴者10人)
議 題	1 (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について 2 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について
そ の 他	1 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正に伴う意見公募の実施について(報告)
決定事項	令和5年度第11回、第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和5年度第11回、第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 準備書の調査審議に係る意見の聴取について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>イ 意見の聴取(陳述人A)</p> <p>【奥会長】 これから意見陳述人の方に意見聴取を行うということにさせていただきます。初めに意見陳述人の方は、町名までの御住所と御名前を述べてください。お願いします。</p> <p>【陳述人A】 中区相生町、Aと申します。よろしくお願いします。</p> <p>【奥会長】 よろしくお願いたします。それではA様、資料があると伺っておりますので、資料の投影準備をお願いいたします。</p> <p>【陳述人A】 こちら見えていますでしょうか。</p> <p>【奥会長】 見えております。ありがとうございます。それでは、御準備よろしいでしょうか。では、意見陳述を始めてください。 どうぞ。</p> <p>【陳述人A】 今回意見陳述をさせていただいて、ありがとうございます。この事業の準備書に対して意見を述べさせていただきましたけれど、ほとんど無回答でしたので、非常に重要な問題がはらんでいますので、意見陳述をさせていただきます。今、^{コップ}COP28 が開催中ですので、この問題は看過できない問題でございますので、その辺も含めて御説明させていただきます。事業者の見解については、お手元の資料あるいは事前の資料を見ていらっしゃるの割愛させていただきます。 まず温室効果ガスの評価について、横浜市が掲げています温暖化対策でございますけれど、2030年で50%、2050年でほとんどゼロエミッションと掲げて、政府の46%よりも4%高い数字で野心的でございます。 今回の問題としては、設置予定の設備に応じた定量的な評価がなされ</p>	

ていないということと、軽減措置についても漠然としているということで、将来予測が定量的でないということでございます。

私は大阪や、ヨーロッパでこういう研究をかなりやっております、この場合というのは既存建築、要するに 2013 年が基準年ですので、その基準建物と本事業が、どう排出量が変わっているかという評価をしないといけない。

それで 2050 年、2030 年がターゲットですから、その時点での評価をしていないということは問題で、我々の L C A (ライフサイクルアセスメント) でやっただけでも、既存建物に比べて本事業の G H G (温室効果ガス) の排出量が非常に増えてしまうということで、そこが非常に問題になっているということになります。

世界の動向はどうなっているかと申しますと、ヨーロッパの 2011 年の指令では、公共物については、2025 年で Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)、ゼロミッションの建物を建てなさい、あるいは 2030 年には高層ビルを含めたビルを Z E B にしないといけないという指令があります。この事業は 2030 年実施ですから、そこでは Z E B が当たり前の世界的な状況になっているにも関わらず、先ほど言ったように 2013 年の基準から排出量が増えている、それも 35%しか削減しない、そういった評価になっているので、G H G の対策については、ほとんど対策はされません。逆に増えてしまうところが非常に問題です。1つの建物だからいいかということ、これが全ての建物になりますと、要するに一番ネックであった、業務部門の G H G が減らないということで、横浜市あるいは政府の目標から逸脱してしまうところが非常に問題というふうに考えます。

次に最大の問題ですが、ヒートアイランド現象の評価が全くされていないということ。事業者の見解としては、一つのビルだから分からない、それで横浜市広域の影響であるというふうにして評価の対象から外されているわけです。ただ、環境省の告示第 87 号(環境影響評価法に基づく基本的事項)に書いてあるように、ヒートアイランド現象が顕著になっておりますので、風害や大気環境において調査、予測をしないといけないという報告書(資料:環境省「ヒートアイランドに係る環境影響評価技術手法検討調査報告書」)が出ております。東京都などはある程度やっていると聞いております。問題なのは、この地区でヒートアイランド現象が非常に進んでいるということです。横浜市(環境)科学研究所からいただいたデータなのですが、ちょうどですね、このエリア、事業エリア周辺というのは、非常にヒートアイランドが一番進んでいる場所になります。これ(資料:8月の最高気温の経年変化のグラフ)は山手の上の少し小高いところの気象データしかないので、それと三浦と比べているのですが、このようにヒートアイランド現象が顕著に見える地区ということが分かっていたかと思えます。

評価に対しても意見を言っているのですが、事業者の回答、見解は、ほとんどなくて無回答でございましたので、判断できないということで、今回、陳述させていただいたということでございます。

非常に影響がございまして、代替案を含めて評価しないといけないということがございまして、ヒートアイランド現象というのは、複合影響

でございますので、それを考慮した定量的評価が必要だということでご
ざいます。一番問題なのは、非常にヒートアイランド現象が進んでいる
中区において、8月の最高気温が平均ですけど、(既に)34度になって
います。本年において(世界の平均気温の上昇が)1.4度と、昨日WMO
(世界気象機関)がCOP28で発表しました。もう既に1.4度、5度上
回っているということです。疫学データがあるのですけれども、これを見
ていただくと、当初は冬の(気温の変化による)ヒートショック(に
よる死亡)が高かったのですが、現在においては、例えばスペインと
か、欧州とか、韓国がそうなのですけれど、高温のところヒートショ
ックのリラティブリスク(相対リスク)が非常に高くなって、例えばそ
れが35度、36度になると急激に上がるというレポートが出ています。非
常に健康に条件が悪い状況になっています。

問題なのは、今申し上げたように、中区、そのビルの建つところから
南区のところ盆地になっていて、熱がこもるところなのです。ここが、非
常にヒートアイランドが高まっているということも横浜市のデー
タで明らかになっているところです。ここは、私も回ったことがある
のですが、保育園、病院、介護施設が非常に多くて、先ほどお見せした
ように、高温に対しての脆弱性が非常に大きいということもあって、
将来、環境影響が出ると考えられます。

(終了の合図)

(資料の)13ページ目(シミュレーションモデル・ソフトウェアの
例)を見ていただくと、ちょっと飛ばしますが、こういうふう(ヒート
アイランドの影響について)シミュレーションできるようになっていま
す。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

ウ 質疑(陳述人A)

【奥会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまいただきました
御意見に対して、委員の方から御質問等ございましたらお願いしたいと
思いますが、いかがでしょうか。挙手をしていただければと思います。

藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 最後のシミュレーションのところが気になっていたのですけれど、も
う少し詳しく説明をいただくことはできますでしょうか。

【奥会長】 この、今映っているスライドの内容ですね。

【藤井委員】 はい、そうですね。

【奥会長】 それでは、もう少し説明をいただきたいということなので、どうぞ、
お願いします。

【陳述人A】 当初1980年ぐらいからヨーロッパで都市気候を活用したデザインがド
イツの方で始まりました。それに呼応して、例えば東工大の先生とか、
都立大の先生、色々な方が取り組んでいらっしゃるしまして、特に国土交
通省、国総研(国土技術政策総合研究所)がモデルを作りまして、海外
のモデルも含めて作って、それを今、汎用型にして、ビル1つあるいは
地域、あるいは東京都全体を簡便にシミュレーションできる、そうい
った手法が活用されていまして、委託あるいは自分たちでそのシミュレ
ーションモデルを使えば、事業者見解にあるように難しくはなくて、ビル
の周辺とか風下の気温とか、風速とか、湿度の計算ができますので、事

業者の見解は当たらないのかなと思っています。

【奥会長】 ありがとうございます。ヒートアイランドの予測をするための手法自体は開発されているということですね、シミュレーション上の。

藤井委員、いかがですか。よろしいですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。このシミュレーションのソフトウェアとかこういうものは、一般的に特殊なものではなくて、使おうと思えば使えるという理解でよろしいですか。

【陳述人A】 (資料の) 次のページを見ていただければと思います。(欧州では) 空気の流れを確保して高層ビルあるいは駅とか大きな施設に対しては、必ず風とか気象、微気象のシミュレーションを行うことが義務付けられています。欧米では、もうこういったシミュレーションは当たり前前にコンサルタントが使える状況になっていますし、今申し上げたように、日本では 2000 年代から複数の先生方が研究開発して、レベルはありますけれども、色々なものが使えるようにはなっている状況でございます。

【藤井委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 では、他の委員の方、いかがでしょうか。

田中稲子委員、お願いします。

【田中稲子委員】 御説明ありがとうございました。

先ほど藤井委員の御質問に対する回答で、(微気象の) 評価ができるようになってきているということではあるのですが、まだ日本ですとシミュレーション自体は開発中のものもあって、研究の面では実際に使っているという認識で私自身はいるのですけれども、(実務面で) ヒートアイランドの評価ですとかそれに対して低減策をどれぐらい講じられるかという意味でいうと、まだまだ日本では、研究でも実務でも環境が整ってはいないという印象が少しあります。とはいえ御指摘のように、ビルが 1 つ建つということによって、ヒートアイランドですとか、温室効果ガスの排出とかということで、影響は大きいものと理解しております。

今の段階で出来ることとしては、しっかりヒートアイランド現象の低減であるとか、温室効果ガスの低減に対して努力して、事後評価をきちんとしていただくということなのかなと思っています。先ほど説明のところ、ヨーロッパではそういうものが義務付けられているという話でしたが、建築業界の人と話しているときも、ヨーロッパでは環境に配慮した建物でないと、ほとんどカーボンニュートラルにしないと認可がそもそも下りないという状況だそうですし、環境に配慮している建物である、地区計画であるということで、投資価値を高めているというふうに聞いております。そういうことに倣って、事業者の方も努力してほしいと思うのですが、今評価をして、低減策を講じるということは技術的に少し難しいのかなと思うのですが、その辺り日本国内でそのような事例があるかということとを少し教えていただけるとありがたいと思います。全体が長くなりましたが、お願いいたします。

【奥会長】 では、御回答お願いいたします。

【陳述人A】 ありがとうございます。私が知る限り東京都、実は横浜市も以前ヒートアイランドの計算はされているということは理解しております。大手のゼネコンとかは、ビル風の現象が懸念されたときにこういったモデルを活用して、それに熱を乗せるだけですので、例えば色々なところで、

ヒートアイランドというよりローカルの熱の場を計算している事例がございます。

問題なのは、ヨーロッパの考え方は一度作ってしまうと、委員がおっしゃったように、事後評価で何かできるものではないのです。ですので、先程シュツットガルトの例も言いましたけれど、最初にこの例では117ぐらいのコンペ（提案）があつて、その形状をシミュレーションして決めたという事例がございます。一番形状とかが非常にヒートアイランド現象に効くので、いくつか代替案を示していただいて、最もローカルな熱あるいは気象場が変わらないケースを立てていただくというのが一番、今後のためになる。これが建つことによって、2100年までビルがあるわけです。そうすると、南区のところまで、70年間その熱と戦っていかないといけないというところで、ちょうど大通り公園という非常にグリーンな場所の効果が半減というか、ネガティブになってしまう可能性もあるというところで、その辺は定量評価していただかないと、将来的にやはり課題が残るケースになってしまうのかなというところを懸念しているところです。以上でございます。

【奥会長】 田中稲子委員、何か追加はございませんか。

【田中稲子委員】 追加はございません。懸念されている点は理解できました。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないですね。

準備書の中では6-1-2ページですけれども、GHGについて、建物の計画立案時においては、このZEBにつながる取り組みを計画しますということで、対策も列挙はされているところで、ZEBは目指すということですが、それでは不十分だという御指摘でしょうか。

【陳述人A】 ありがとうございます。前半ではそちらの温暖化についての課題を述べて、後半にはそのビルが建つことに対してのヒートアイランド現象が加速しますと、懸念を述べさせていただきました。両方あると思います。

ただ、私が見た限りZEBを目指しますと言っているけれども、こういったZEBになるかというシナリオが書いていけませんので、あくまで定性的なものでございます。定量的に評価ができないところが懸念されるところで、意見陳述をさせていただきました。

ヒートアイランド現象は形状の問題ですので、そこはまた別の問題になるかと思えます。

【奥会長】 そうですね。ZEBの部分だけ確認させていただきたかったのですが、準備書の記載が定性的であつて、具体的に外皮だとか空調、換気、照明、創エネといったようなことが列記はされているけれども、それらによって、どの程度定量的に削減が図られることになって、最終的にZEBになるのかというところが、数字的に示されていないので、そこが不十分だといいますか、確証がないと、そういう御意見だということですね。

【陳述人A】 もう1点、準備書では35%を目指しますと書かれていましたが、LCAをやっている人に計算してもらったら、今の建物よりやはり増えてしまうということもあつて、その評価の前提条件も考えていただきたいということでございます。

【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。
では、他の委員、いかがでしょうか。確認されたい点などございませ
んでしょうか。では、挙手されている委員の方もいらっしゃらないよう
ですので、どうもA様、ありがとうございました。では、意見聴取の方
はこちらで終了とさせていただきます。

本日の意見聴取の内容につきましては、会議録にまとめまして、イン
ターネット等で公表されるということになります。陳述人の方に確認を
させていただきますが、本日の意見聴取の内容については会議録として
公表される予定ですけれども、それは了承されているということによろ
しいでしょうか。

【陳述人A】 一応確認はさせていただきますけど、一応了承しております。

【奥会長】 ありがとうございます。では、御了承いただいているということす
ね。どうもありがとうございました。

意見陳述人の方は、陳述人席からの御退席をお願いいたします。

【陳述人A】 ありがとうございました。よろしく申し上げます。

(陳述人退席)

エ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。ただいまの意見陳述につきまして、御意
見ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 田中稲子委員、お願いいたします。

【田中稲子委員】 ありがとうございます。この段階で再評価を求められていると思
うのですが、実際に今までこの段階で再評価をされたことは前例としてある
のですか。

【奥会長】 再評価というのは、先ほどの、例えば定量的な温室効果ガス削減で、
改めて事業者に資料提供を求めるといようなことですよ。

【田中稲子委員】 普通に考えて、先ほどのシミュレーションのような検討をして、実際
に開発を進めている業者もなくはないのですが、非常に少ないです
ね。やはり研究レベルでやられているという印象が強いので、(再評価の
作業量として) かなり負荷が高いのではないかとというふうに思います。
もちろん努力を求めべきですので、何らかの附帯意見は審査会から出さ
れた方がいいかなとは思いますが、審査の段階でも計画がかなり曖昧
で、定量的な評価が難しいということも問題になっていたかと思うので
すが、この段階でもう一度評価するというのは難しいような印象を持っ
ております。

【奥会長】 では、まず事務局から前例があるかどうかというところについては、
いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。これまでの意見陳述の事例を見てみますと、
内容も多岐に亘ってしまして、一概にあるないと言にくいところがあ
るのですが、例えば景観の部分で御意見をいただいたケースなど
で、予測地点を新たに1地点設けまして、そこからの見え方はどうかと
いうところをやっていただいたというような事例はございます。今回の
温室効果ガスですけれども、方法書の段階で、評価予測の方法も御審議
いただいている中で、事業者は予測評価してきたというところがござい
ますので、その点をどう捉えられるかというのは議論の余地があるのか
なというふうには考えております。

- 【奥会長】 いかがでしょうか。事業者の方に補足説明を求めるかどうかですね、それが必要だとこの審議会で判断すれば、そのように事務局から事業者に伝えていただいて、御対応いただくということになると思います。
- 【田中稲子委員】 温室効果ガスに関して言うと、計画がまだ不明瞭な段階ということですので、今出させても結局またかなり変わってしまうと思うのですね、実施設計の段階で。ですので、事後評価で適切な数字を出してゼロを目指す。ゼロを達成しているということを公表するようなことを、提言する方が、今の段階ではいいのではないかというふうに思っています。ヒートアイランドに関しては、個人の考えになりますが、横田委員などが緑化のところはかなり御意見を出されていたと思います。それが結果的にはヒートアイランド現象の低減の対策にはつながると思います。横田委員の御意見なども伺った上で、ヒートアイランドに関しては、御判断いただくのがいいのかなというふうには思いました。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。
それでは、今の段階で、定量的な数字を出すようにということを事業者に求めたとしても、かなり不確実な要素があって、また、今後その数字自体も変わっていくであろうということからすると、補足説明を今改めて求めるということは必要ないという御意見でよろしいですか。事後評価の中でちゃんと示してもらおうということ。
- 【田中稲子委員】 そうですね、事後評価で数字を公表するというぐらいの強めのことは言ってもいいのではないかなというふうに思います。
- 【奥会長】 分かりました。
宮澤委員、どうぞお願いします。
- 【宮澤委員】 田中稲子委員の専門的な見解だろうと思うのですが、温暖化に関して言えばですね、事業の詳細が未定だということと根拠になっていきますけれども、ある程度、可能性の問題としてはいくつかのパターンですね、事業計画が考えられるはずなのです。現在も、かなりもう練れてるわけですから。そうしたものを前提とした評価というのは、やはり求められてもしかるべきではないか。
それからもう一つ、ヒートアイランド現象に関しては、かなり大きな指摘だろうと思います。方法書の段階で、私たちももしかしたら、そのところを見落とししたのかもしれないし、そういうこと言えば、やはり事後評価というのは、もう修正は非常に微々たる分しかできないはずですから、そうだとすれば、まだ事業が始まる前のこの段階で、ヒートアイランド対策のいくつかの方法があるようですから、どれかを採用することによってある程度の不確かであろうと、この段階でこの程度のことは可能だとか、この程度の予測もできるという評価をするということとは私たちの審査会としても、その辺の考えを問われているのではないかと思います。簡単にこれを後に回すというのは、いかがなものかと思えます。私の意見です。
- 【奥会長】 そういう御意見ですね。中西委員、お願いします。
- 【中西委員】 大きくは2点あります。
本案件をどうするかについてですが、全体の流れからすると、再評価とかそういったことはルール上難しいのかもというふうに考えています。ただ、やはりかなり市街地でインパクトを与える大きな開発である

ということを鑑みたときに、どれくらい付言的なですね、要求と書いてあるか要望をつけて、評価書に付けられるかということかなというふうに思います。例えば、ゼロカーボンとかですね、様々な法律については私も専門ではないのですが、長期間に亘って使われる建物ですので、将来的なメンテナンスとか、設備更新の見通しみたいなものですね、その時々最新の技術をちゃんと入れるというような、そういったことをしっかり注文をつけるということは必要ではないかなというふうには思います。それがどれくらいか、どのような手段で伝えられるかということはあるかと思いますが、ただ、それについてどんなことが考えるかというようなことを検討していただいて、事業者から少し御説明いただけるようなことがあると良いのかなと思います。これが1点目です。

2点目についてです。これはそもそも審査のですね、制度の、全体の流れの問題なのだと思いますけれども、常々この環境影響評価のタイミングの難しさというのを私は感じていまして、やはり計画が具体的にないと、確たる評価はやはりできないというのは事実だと思います。ただ、計画を具体化すると、事業者も手戻りはやはり相当難しくなってしまうので、そうすると細かいところに注文つけるということにならざるを得ないわけですが、それでも色々な都市計画の規制とかそういったものをクリアしているので、基本的には事業は行える前提で、どれくらい配慮できるかという意見を付けるという形になってはいますけれども。今回のこういう案件は、極めて都市再生とか、大きな規制緩和といえますか、大きな都市計画自体の変更に伴って、巨大なものが行われます。これまでの枠組みで出てくるものをOKとして、後から環境影響評価をするだと、インパクトがそもそも大きいものが最初に出てきているので、少し遅いなというふうに思ってしまうのですね。これはこの審査会の問題というよりは、都市再生の審査の問題かと私は思っているのです。

ただ改めてここで発言させていただくと、都市再生特区の審査とか、都市計画の変更が、かなり私は緩いかなと思っています。特に横浜市ですね、審査があまり基準とかですね、そういうのはなくて、事業者の提案を出してもらう体なので、かなり前ですね、こういったことを配慮してね、ということがないままに提案を受け付けて、それが大分後ろまで影響するというふうに考えています。そこがですね、あまりに最初のこういったことが、後々問題になる。問題になるというか、審査されるということについて、あまりしっかり示されないままに来ているのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、あえてこの審査会の枠外に飛び出して、意見申し上げますけれども、前段でやっぱりこういったことに配慮するとか、特にヒートアイランドの形状の話、建物形状で風をどう通すとか、そういったことはやはり今回の建物は相当影響が大きいというのは事実ですので、そこを最初に相当考える必要があって、そこに配慮したものの後世でちゃんと作りますということを出してもらって、それを都市再生として認めるという形でないか、ここに来た段階でもう何も言えなくなってしまうということが大きくあると思います。

多分、今日の陳述人の方がおっしゃった、欧米の話は正にその前の段

階でそういう話をやっていて、その枠を守りながら具体化していくという形なのですね。そういう大きい流れをですね、市の中でしっかり作っていただかないと陳述してもらっても、あるいは我々が今何を言っても、大枠はもう全然変わらないということになってしまいますので、あえて大きな話として指摘させていただきたいと思っております。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

2つ目の点は、むしろ横浜市に対しての苦言。

【中西委員】 そうですね。横浜市だけではないのですけれども。横浜市が対応していただければというふうには思います。

【奥会長】 そうですね、むしろ事業アセスではなくて、戦略アセスをしっかりとやらないと、そもそものところで、こういった問題は回避できないということだと思いますが、1点目の御指摘は、温室効果ガスとヒートアイランド両方について現時点で事業者が出せるような情報があるかどうかというところを確認するということですね。

【中西委員】 特に前段の方は今後の見通しを考えていただきたいなという意味合いもありがとうございます。後段は難しいかと思いますが、ただ一応検討といいますかどう考えるかということをお伺いできればというふうに思います。

【奥会長】 後段というのは。

【中西委員】 後段というのは、ヒートアイランドの方ですね。形状ですとか。

【奥会長】 そうですね。ヒートアイランドはそもそも評価項目としてないので、風害は見るのですけれども。横浜市のアセスの中では。

【中西委員】 そうですね、そういった意味では、先ほど申し上げ忘れてましたけれども、ヒートアイランド、特に市街地の大きな開発については、評価項目に、今後、入れるというような改善は必要じゃないかなというふうに思いました。

横浜市もまさにさっき名前が出た横浜市環境科学研究所なんかで、ヒートアイランドを測っていたりですね、問題として認識しているはずで。それがここに反映されていないのは、私もつながっていないのを今気づきましたけれども、それは今後ちゃんと入れるべきじゃないかなというふうに思いました。

【奥会長】 ありがとうございます。

田中修三委員、どうぞお願いします。

【田中修三委員】 ヒートアイランドについて、事務局にお伺いしたいのですが、確か環境配慮指針の配慮項目には、ヒートアイランドが入っていたと思うのですけれど、この事業は環境配慮書は作られたのでしょうか。

【事務局】 配慮書手続きを経て、現在に至っております。

【田中修三委員】 その段階では、ヒートアイランドについてはどのような取り扱いになったのでしょうか。

【事務局】 配慮指針に基づいて行った配慮の内容（準備書P4-6）ということで、準備書上にも記載がございます。配慮事項の項目として、微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努めるということを横浜市としては求めておまして、それに対する事業者の取組内容が記載されているという状況です。

配慮書の段階ですね、審査会の御意見もいただきまして配慮市長意見を出していただきまして、それに対しまして事業者の方で追加ないし修正を行ったところが、今御覧いただいている記載内容の下線部になります。配慮書との比較形式ではお見せしていないのですけれども。配慮書よりさらに踏み込んでいたり、具体化しているような取り組みも下線部で少し入っているのかなというふうには、捉えていただければと思います。

(配慮事項) 11番のところですね。大きな考え方としましては、高層部の建て方の話で、隣接する2つの建物との間の間隔を確保することで、東京湾から吹いてくる風の通り道を確保する計画としているということ。それから、省エネによって全体の排熱の抑制に努めるということ。

それから、先ほども田中稲子委員から御意見がありましたように、外構の計画では、透水性舗装や保水性舗装ということで、熱を下げるというような効果があるような舗装を導入する。クールスポットとなるような緑陰を効果的に形成する樹木の適切な配植をする。というところで、こちら横浜市が発行している手引きになりますけれども、「暑さをしのぐ環境づくりの手引き」を参考に積極的な検討を行います、というところが記載されております。

それから排熱の位置については、歩道を歩く方に熱い熱が当たってしまわないようにというところで高層部の屋上又は中間階の計画としますというところが記載内容になっております。

これが方法書までの段階で記載があった内容になりまして、準備書(P2-24)としては、事業計画の中で、ヒートアイランド現象の抑制計画という項目立てがございます。先ほどの配慮指針に基づいて行った配慮の内容を、準備書においては事業計画の内容として記載がされているといったような状況でございます。

【奥会長】 田中修三委員、いかがですか。

【田中修三委員】 分かりました。配慮書の段階からどうなったのかなということが知りたかったので、結構です。

【奥会長】 菊本副会長、どうぞ。

【菊本副会長】 少し重なるかもしれないですけども、3つの事項についてお伺いしたいと思います。

1つ目は、事業者にどこまでの評価を求めることができるかというのは悩ましいところだとは思うのですけれども、この近隣で旧市庁舎街区の活用事業で、同じような建物、ビルが計画されていたと思うので、その際に温室効果ガスとか、ヒートアイランドに関して事前の評価というのはどの程度まで行っていたか、それは参考にできるのではないかと思います。その辺りの記述について事務局の方でもし覚えておられたら教えていただきたいと思います。これが1つ目。

2つ目は、田中稲子委員がおっしゃった事後評価ですね。事後に計測するというのは大事なことだろうと思うのですけれども、今1つ目で申し上げたみたいに、旧市庁舎街区の活用事業でビルが建ちますし、もう1つ隣接した関内で高層建築が立つので、同じ時期に3つの高層建築が建設されると、事後評価で計測を行おうとしたときに、3つのビルの影響があるなしということしか計測できなくなるような、そういう懸念が

あるのですけれども、そうするとこの事業だけの単体での評価ということを行おうとすると、やる必要があるかないかは別にして、解析的にこのビルがあるなしということでの評価ということをしないと、単純にこのビルを建設したから影響が出たのかどうかという評価が難しくなってくるのではないかと思います。それが2つ目の指摘です。

3つ目については、事業者自身がZEBについて元々宣言しているというようなことが、途中でお話が出てきましたけれども、そういう宣言をしているのであれば、今ウェブで見えていたら、ZEBというのも、ZEBとかNearly ZEBですとかいくつかのレベルがあると書かれていましたし、事業者自身がそれを宣言したのであれば、それをどう実現できるのかという予測であるとか、理由であるとか、自身が宣言したか内容についてのいくらかの信憑性があるのか、そういう説明を求めても良いのかな、というふうに感じました。

私からの指摘は3つ、以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。最初の旧市庁舎街区の事業について、どうヒートアイランドを扱っていたかは、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。

今、手元に資料がない状況ですけれども、先ほど紹介のありました暑さをしのぐ環境づくりのパンフレットというような横浜市としての方針のようなものが、旧市庁舎街区の審査をされていたときには、おそらくまだ出ていなかったのかなというところもありまして、その時点で、今回の事業と比べてより踏み込んだ内容であったかということ、そこまでもないのかなというふうには思います。

温室効果ガスの予測については、脱炭素に向けた社会の動きというのが、旧市庁舎街区の時点と比べまして社会的に進んでいるというところが今の状況かというところで、今回の港町の事業では低炭素電気を使った場合の予測を併せてしているというところが市庁舎街区から進んでいる点かと思います。

【菊本副会長】 ありがとうございます。1つ目の指摘に関しては、類似の事例で先に審査を行ったもので、事前の評価というものをもっと踏み込んでやっていった、ということは認められないということなので、それに照らしてみると、事前に事例があったからもっと評価を求めるとか、そういう話にはならないのかな、というふうには思いました。ただ、あの3つ目に指摘したZEBを宣言しているのであれば、その信憑性については、いくらか説明を求めてもいいのかなというふうに感じました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他に御意見ございますか。ないようでしたら、今後の対応についてまとめないといけないなど。

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 1点だけ、事業者に対してのお願いになるかと思うのですが、最初に陳述人の方が意見を出したことに対して、無回答だったのでこの陳述につながったという発言をされていたので、それを最低でもその回答を求めることは、してもいいのかなと思いました。以上です。

【奥会長】 意見書に対しての回答というのは、事業者の方でまとめたものを審査会でも御説明いただいているのですよね。なので、その手続きは済んではいるのですけれども、今回改めて御意見を頂戴したので、それに対する回答として審査会が何をどこまで求めるのかということ、今こ

で決めようとしているところなのです。

今、皆様から御意見いただいたところを踏まえますと、まず少なくとも温室効果ガスの削減に係る部分については、特にZEBを計画しますということは書いてありますけれども、それによって何をどこまで具体的に削減できるのか、定量的な評価までには至っていないというところで、現時点でもう少し詳細な、できれば定量的な、数字が出せないかどうか、そこを事業者の方に確認していただくということで、そこについては補足説明をしていただくという方向でいかがでしょうか、というのが1点目です。

確かに準備書の方では、消費電力の35%は低炭素電力に置き換えるということを書いていまして、それによってGHG35%削減されるとは言っていますけれども、それ以外に当然排出が増える部分もあるのかもしれないし、そもそものZEBによってどの程度減るのかというところですね。いずれにしても全体のGHGの排出量もしくは削減量について定量的な数字が出せないかというところで、ここは補足説明をお願いしたいというふうに思いますが、その点はよろしいでしょうか。温室効果ガスについて、よろしいですか。

それからヒートアイランドにつきましては、これは配慮書段階では、配慮書段階ですので、定性的にこういったことをやっていきますということは書いていただいていますし、それからこのビル単体で、何とかできるという問題でもないのですけれども、配慮書で書いていただいた内容から、さらに踏み込んで、現時点で、今後に向けて、事業者の方でお考えになっているところについて確認すると、それはなかなか定量的にというのは難しいかもしれませんが、現時点での考え方を確認するというので、これも説明を求めるということで、いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 では、そのようにしたいと思いますが、事務局の方から事業者の方に、改めて今の2点について、補足説明をしていただくということで調整をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【事務局】 ありがとうございます。本日の陳述の内容とあわせて、陳述人の方が使用された資料についても、事業者に提供すると理解が深まるのかと思いますので、併せて提供しまして調整させていただければと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方から今の2点について御説明いただくということで、先ほどの藤井委員からの御指摘、当初、陳述人の方が意見を出された段階では、事業者の方から十分な回答がなかったということにもお答えするということになるかと思いますが、藤井委員、そのようにさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

【藤井委員】 分かりました。陳述人の方の発言の中で無回答という言葉が何回か使われていたので、その点が気になっていたのですが、無回答でなくて十分な回答ではないということだと、基本的には回答されてるということですか。

【事務局】 準備書意見見解書で、準備書に対して出された意見に対しての見解は事業者が説明されているという状況ではあります。

【藤井委員】 分かりました。ありがとうございます。

- 【奥会長】 ありがとうございます。
それではですね、次回以降、補足説明を事業者の方からしていただくということにさせていただきます。
事務局に確認しますが、答申をまとめるにあたっての検討事項一覧の用意の方は、もう進めていただくのか、その補足説明の後にしますか。
- 【事務局】 補足説明いただいて、委員の皆様からの御意見も頂戴しまして、検討事項をまとめてまいりたいというふうに考えております。
- 【奥会長】 分かりました。それでは本件に関する審議は、本日は以上とさせていただきます。ありがとうございます。
- 【事務局】 ありがとうございます。

(2) (仮称) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

その中で、第11回環境影響評価審査会後に横田委員及び藤倉委員から送付された意見を紹介した。

- 【事務局】 横田委員からになります。2点ございます。
1点目、大径木については、11月2日には明確な御回答をいただけませんでしたでしたが、具体的に予測評価し、環境保全措置を具体化すべき対象と考えます。予測対象区域の考え方も修正の必要があると思います。
2点目が、圍繞景観の撮影方向については、地点での撮影方角の追加の検討をお願いし、「地点32の東向きの方が」と申しましたが、山並みを考えると事業者も述べられていた地点28の西向きの方が重要そうです。地点28の西向きのフォトモンタージュについて、御検討いただければと思います、といった内容でございます。
続きまして、藤倉委員でございます。
準備書6.6-16ページ等に、仮設でも石膏ボードを使用し、それが廃棄物になるとありますが、石膏ボードはリサイクル率が低く、一般に処分が困難です。本当に使わざるを得ないものなのか、用途や必要性を伺いたいです。
以上でございます。なお、いただいた御意見については指摘事項等一覧には記載済みでございまして、事業者にもすでに伝えてございます。

イ 質疑

特になし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

- 【奥会長】 はい、御説明どうもありがとうございました。
それでは、ただいま御説明のありました内容について、委員の方から御質問や御意見をお願いしたいと思います。田中伸治委員、早めに退出されると伺っておりますので、最初に御意見等をお願いしたいと思います。
- 【田中伸治委員】 はい、ありがとうございます。御回答、どうもありがとうございました。御対応いただいたことに感謝します。
補足資料1から補足資料6までですね、今回、御説明いただきまして、後ろの方の補足資料5と補足資料6については内容を承知いたしま

した。こちらの考え方でよろしいかなと思います。

それで残りについて、順番に申し上げたいと思います。まず補足資料1の予測の手法を変更したことについてですけれども、ネットワークやあとは交差点の構造がいくつか大きく変化するからといった理由については理解いたしました。方法書から方法を変更したことを認めるかについては、審査会全体の判断に従いたいと思います。具体的に用いた方法について、転換率式併用QV分割配分手法ということなのですが、分割配分手法というのがこれまでは広く使われてきたものではあるのですが、分割の仕方によって、結果が異なる可能性があるというような欠点もありまして、現在では、主に均衡配分という手法が用いられていると思うのですが、これを用いなかったのはどうしてかという辺りをお聞きしたいと思います。

それから、続けて一通り質問しますけれども、補足資料2のパークアンドライド駐車場についてです。場所を確定することが難しいので、事後調査をこうしたいという御説明だったのですが、事後調査を行っていただくことは当然必要だと思うのですが、計画が未定なまま、環境アセスの審査を終了してしまって、本当に適正なアセス審査の手续と言えるのかなという辺りが私は疑問に感じます。やはり計画を示していただいて、それを審査するというのがアセスなのかなというふうに思うところです。あとは仮に事後調査を行って影響が大きいというような結果が出た場合には、どう対応するのかもお伺いしたいと思います。

続いて補足資料3の件で、地点12の滞留長に関してですけれども、歩行者の影響を考慮して予測し直していただいたということなのですが、滞留長が約350mということで、これは次の資料（補足資料6ページ）に書かれている流入部Cの右折が348.3mという数字だと思います。この数値が以前に提出いただいている準備書資料編の数値と変わっていないのですが、これはどうしてなのかなと思いました。資料編の資1.8-138ページにあるのですが、ここの数値も同じ348.3mなので、結果がどうして変わらないのかというところを教えてください。

それから、補足資料4ページの後半に地点12の滞留を緩和するため、ピーク時の運用として、地点10からの退出についても考えますということですので、これを反映したような、地点10と地点2がその経路上にありますので、そこについても改めて予測評価を行っていただく必要があるのかなというふうに思います。

あとは歩行者の影響についてということで、これは追加でお聞きしたいところなのですが、他の交差点では、こうした歩行者の影響というものをきちんと考慮されているかお聞きしたいです。というのは、今回の輸送計画の中で徒歩での来場も、多客日ですと6,000人くらい想定されているのですが、これらの人がどの経路を通過して会場に来られるのか、また帰るのかといったところです。一番近いのは瀬谷駅なので、こちら方面からの来場が多いと思うのですが、この途中に、交差点5とか6が存在していますので、ここを南北方向に横断する歩行者の数というのはそれなりに多いかと思います。ですが、現状の準備書の交差点5や6の予測結果（準備書資料編の資1.8-134、135ページ）を見ますと、交差点6は現時点の調査を行った数字と同じ人数144人です。それから地点5では歩行者数が減少するような数値になってい

て、85人だったのが40人になります。開催中です。これがどうしても教えてください。おそらく、多客日に6,000人が来場するというですと、来場のピークあるいは帰宅のピークでは、数百人から千人くらいは1時間に歩くのかなと思うので、その交差点での影響というのはそれなりに大きくなるのではないかなというふうに思います。この辺りを含めた評価を行っているのか、いないのでしたら、それを含めた交差点の評価を行っていただく必要があるのかなというふうに思います。

次の補足資料4にまいりまして、地点11の無信号交差点の評価の件です。まず一つ質問は、この交差点はバスターミナルから環状4号線に出入りする部分ですけれども、横断歩道が設置されるのかされないのかといった点について教えてください。ここ(補足資料7ページ)の下の方の文章を読むと、歩行者の横断も想定されているようなので、横断歩道が設置されるのかなとも読めますが、そうであるならば、横断歩行者の影響を考慮した(交通)容量の評価をする必要があるかと思います。ここは会場の出入口にも非常に近くて、バスに乗る人あるいは近くの駐車場に向かう人が横断することが想定されますので、この影響というのは結構大きいのかなとも思います。あるいは、横断歩道を設置されないのであれば、横断防止柵なども設置していただくなど、横断が起きないような対応も必要かと思います。

それから今回計算していただいた結果、処理が可能というような御説明だったのですけれども、大型車の乗用車換算係数2.0というのをを用いております。この数値というのは普通の直進する交通流の中の大型車の影響で使われる数字なので、大型車が右左折するような挙動の場合はもっと影響は大きいと思うのですね、乗用車のように素早く曲がれないので。これに関して、いくつを使うのかというのはなかなかガイドライン等に数値が示されているわけではないので、実測を行って、その影響を設定していただく必要があるかなというふうに思います。バスの左折が多いような交差点で実測していただければ、乗用車に対してどのくらいバスが時間かかるのかというのは、割と明確に求めることができると思いますので、そうした検討をしていただくべきかなと思います。

あと、この文章の最後の方の段落に、環状4号線からバスターミナルへの進入について書いてありまして、大きな滞留は発生しないと想定しているところなのですけれども、先ほど申しましたように、横断歩道がある場合は、歩行者によって左折車が止められてしまいますので、この影響を考慮すべきかなと思います。地点11から地点12までは十分な距離があると書かれているのですけれども、途中で上瀬谷小学校東側交差点という信号のある交差点もあるかと思いますので、それでも大丈夫かどうか確認していただく必要があるかと思います。あとは片側2車線になるので、片側車線でも処理できると考えますと書かれていますがけれども、具体的な数値でお示しいただきたいと思います。以上になります。

【奥会長】 どうもありがとうございます。それでは、事業者の方から順番に御回答お願いできますでしょうか。

【事業者】 はい、よろしくお願いたします。御質問いただきありがとうございます。

まず1番目の御指摘があった予測の手法のところではすみません、もう一度整理させていただいて、次回以降にお答えさせ

ていただければと思います。なぜ均衡配分にしなかったかといった理由については整理させていただきたいと思います。

それから2番目のお話ですが、審査の中で全てのパークアンドライドをお示しして、それによる影響も加味した形で審査していただくのが適正であろうという御意見だと思えますけれども、私どもとしても、できるものに関してはお示ししたいというふうに考えておりますけれども、今はまだ開催まで時間がございまして、土地についても、いろいろと考えて、相手方との調整を進めているところでございます。そういった中で契約ですとか、協定ですとか、そういったものが今はできてない段階で、全ての場所というのをお示しするというのが非常に難しいという状況でございます。開催にあたって駐車場に関しては、予約制というの導入しようということを考えていますので、一定の時点、例えば半年前ですとか1年前ですとか、そういった段階でしっかり多くのものお見せするというのはできるというふうに思っているところなのですが、今この審査会の審査時点で全てをとというのはなかなか難しいというふうに考えております。そういった中では、事後調査の中でお示しするというやり方が、一つ確実にお示しできるのかなということで御提案させていただいているところでございます。

【奥会長】 すみません、今の点では、事後調査をして影響が大きかったらどうするのかということも先ほど御質問されてきました。

【事業者】 大変失礼しました。事後調査によってですね、影響が大きかったらということなのですが、元々事後調査をやった後に、そこで課題が出た場合には、その内容を踏まえて、博覧会の会期は半年間ございますから、その結果を踏まえて改善をしていきたいというふうに考えております。

3番目の渋滞長 348m のところは、すみません、間違いかもしれませんし、内容をもう一度確認させていただいて、次回以降に御報告させていただければと思います。

それから、地点10からの退出による影響についての予測評価については、これも整理させていただいて次回以降どういった負荷がかかるのか、どういった条件であれば対応が可能なのか、どういう状況になっていくのかといったところはお示しさせていただきたいと思っています。

ただ地点12の横断歩道なのですけれども、今回横断歩道を考慮した形で、容量比のところは1.5まで増えたのですけれども、そこを横断する人は極めて少ないのではないかと我々は考えておりまして、その辺をどういうふうに考えていくのかということもですね、次回以降お示ししたいと思います。

(準備書2-34ページを示して) 私どもの博覧会の今の検討状況について、2章の方に歩行者の主な動線というのを御提示させていただいております。現時点の中で見ますと、こういった形で博覧会の会場まで、歩いていらっしゃる、あるいは自転車でいらっしゃる方の動線は示しているところでございます。

それから、4番目の地点11の横断歩道を設置するのかといった御質問がありましたけれども、地点11に関しても土地区画整理事業でこれから整備する交差点でございますので、その交差点の横断の仕方については交通管理者、県警ですとかそういったところとの調整というのがあります。

まして、今後の検討というか、動きになってくるというふうに思っております。ここについても、こちら（準備書 2-34 ページ）でお示ししているように地点 11 に関しては、（地点 11 の）前で南側からいらっしゃる方というのは（右に）曲がって会場の方に入るとい、そういった（歩行者の）動線を考えておりますので、ここを来場者の方が横断するというよりは、一般の通行の方がここを通るのかどうかといったところかなと我々は考えているところです。横断歩道を設置するかどうかということについても、繰り返しになりますけれども、交通管理者協議の中で検討することになると考えております。

その次の大型車両の影響について、今回 2.0 という補正の数字を使わせていただいたところなのですが、実際何を使ったらいいのかといったところがあるのですが、実測を行うということは再調査や、何か調査をしてどの数字が正しいのかというのを検証すべきという、そういった御指摘なのかどうか御確認させていただきたいと思っております。

それで、そのときの歩行者の影響により、地点11の左折車両がどのくらい影響が出るのかといったところも、今の御質問に少し関連するのですが、それによって片側車線にバスが滞留したときの延長といったところだと思いますけれども、そういったところの計算の仕方もなかなか確立したものが無いのかなと我々の方では認識しております、何かそういったところでこういった計算式といったものがあれば、その辺もサジェスチョンいただければ、我々としては今後の検討に是非役立てたいと考えております。

【奥会長】 ありがとうございます。田中伸治委員、御質問がありました点、御回答をお願いします。

【田中伸治委員】 はい、ありがとうございました。今お聞きになられた点に関しては、再調査をしてほしいということではなく、乗用車換算係数 2.0 というのが妥当かどうかを設定するために、例えばバスのたくさん通るような交差点、バスが左折する交差点ですね、駅の近くなどにはあると思えます。そういった交差点で観測していただいて、乗用車の曲がり方に比べて大型車、バスの曲がり方がどのくらい時間が余分にかかるか、それに基づけば乗用車換算係数を設定できるかと思っておりますので、そうした調査をどこか1箇所か2箇所やっていただければ良いのかなというふうには思っています。

あと、もう一つありました片側に車両が滞留した場合に処理できるかどうかという点につきましては、単純に片側2車線の道路が1車線になったとしても直進通過車両が処理できるかを確認していただければ良いのかなというふうには思っています。

先ほど私が申し上げた中で、他の交差点についての歩行者の影響については、検討されているかがまだ御回答なかったかなと思うのですが、この点はいかがですか。例えば地点5とか6とか、そういった交差点についても同じですが。

【事業者】 すみません。回答が漏れていました。申し訳ございません。歩行者への影響については、地点12以外は全て考慮して計算しているということです。プレック研究所の方から補足をお願いします。

【事業者】 地点12に関しては考慮しないとしていたのですが、他の地点に関しては、取得できるデータで考慮できるものは考慮しているという

ころです。

【田中伸治委員】　　そうですか。それにしても歩行者数がずいぶん少ないように思えるのですけれども、例えば地点5だと1時間あたり40人という数で大丈夫なのですか。

【事業者】　　数値そのものの妥当性は確認をさせていただきたいと思います。すみません、再度これについても我々の方で検証しているところですが、もう一度整理して次回以降に御報告させていただきたいと思えます。

【田中伸治委員】　　はい。輸送計画の中で、徒歩での来場も6,000人というのがありますので、それがどのようにどちらの方面からどんな経路を通ってくるかというのが、きちんと付加されている必要があると思いますので、御確認をお願いします。

あとは、御回答、御説明でありましたパークアンドライド駐車場で、事後調査で良しとするのかについては、他の委員の御意見をお聞きしたいなと思うところです。私からは以上です。

【奥会長】　　ありがとうございました。御回答をどうぞ。

【事業者】　　こちらの方から御質問して申し訳ありません。ありがとうございました。今、田中伸治委員からお話いただいたように、(乗用車換算係数)2.0が妥当であるかどうかといったことの調査については、私どもの方で何が出来るかというのをもう一度検証しまして、なかなか確立したやり方がない中で、調査によってやるということなので、創意工夫しなければいけない部分でありますけれども、何か整理をして、次回以降これも御提示できればというふうに考えております。

また、サジェスチョンいただいた2車線から1車線に変わることによる影響についても、私たちの方で整理しまして、これも併せてお示したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【田中伸治委員】　　はい、分かりました。よろしく願いします。

【奥会長】　　はい、ありがとうございます。では、他の委員はいかがでしょう。御意見、御質問ございますか。田中稲子委員、お願いします。

【田中稲子委員】　　すみません、今日の御回答の内容以外で質問する機会はありますか。

【奥会長】　　はい、補足説明以外で準備書全般について、御意見があればということで、後で伺うことにはなっております。今の補足説明の内容について特に追加で御質問、御指摘がないようでしたら、準備書全般の方に移りたいと思いますが、よろしいですか。

では、田中稲子委員どうぞ。

【田中稲子委員】　　はい、ありがとうございます。前回欠席していたということもあって、温室効果ガスに関する事項について少し質問をさせていただきたいと思っています。まずは、予測いただいた準備書6.1-3 ページのところ、施設の供用時の予測結果に関してですけれども、電気の使用と都市ガス、プロパンガスの使用でそれぞれ内訳を出していただいて、分かりやすい資料になっていたと思います。

準備書6.1-4ページの環境の保全のための措置のところ、再生可能エネルギーの100%活用ということで数字を出していただいているのですが、これが電気の使用に関するところだけ削減措置をとられているというふうに見えるのですね。高効率給湯器の導入もして削減に努力はされ

ているのですが、都市ガス、プロパンガスの使用量というのが790.2 (tCO₂/期間) という数値が出ているのですが、何か他にこのプロパンガス分を削減する措置というのは御検討されないのかというところを教えてくださいたいと思っています。

【奥会長】 では、今の点について、事業者の方から御回答をお願いできますか。

【事業者】 ありがとうございます。環境の保全のための措置として、温室効果ガスの削減について、ということでよろしいでしょうか。これ以上の削減措置ということでお答えすればよろしいでしょうか。

【田中稲子委員】 そうですね、開催期間中に削減措置を取られるということで、高効率給湯器の導入ですとか、再生可能エネルギーの活用に対して削減量というものを示していただいているのですが、100%の削減ではないという意味では何らか措置はとれないのかという質問になります。

【事業者】 ありがとうございます。聞き漏れてしまいまして、申し訳ございません。100%ではないということなのですけれども、これは現実的な我々として対応を取れる数字ということを入れたのですけれども、博覧会においては、サステナビリティ戦略というのを立てるということになっていきます。これはAIPH（国際園芸家協会）の方から、今回の博覧会から始まったものなのですけれども、持続可能な園芸博覧会にするために様々な目標を立てて、それに対応していくというそういったことが求められています。これについては廃棄物のところでも書かせていただいていますけれども、削減目標を立てると、これについては目標を立ててそれに対してどういったことを行い、どの程度効果があったかというのを、これを公表するということが求められているものです。これは廃棄物のところで、もう少し詳しく同じく説明しますが、これはAIPHとの契約と申しますか、規則の中に位置付けられるものですので、かなり強い拘束力のあるものでございます。そういった中でも温室効果ガスの削減目標については、我々としては別途立てて公表し、その履行について取り組み、その履行結果についても事後評価のような形で公表していくと、開催前に公表し開催後にも公表すると、そういったものを考えています。その中で、今100%でない部分に関しても含めてですけれども、より温室効果ガスを低減させる具体的な措置というのをそこでお示しし、開催ぎりぎりまで決まらないものもあるかもしれませんが、そういった措置をやったので温室効果ガスはこれだけ軽減できたといったところを公表すると、この環境影響評価の段階では具体的などころまで列記できてない部分もあるのですが、その辺についてはこういったものがあるというところは、しっかり措置の中で表明させていただいたところでございます。

【田中稲子委員】 御回答ありがとうございます。1点確認なのですが、サステナビリティ戦略の中には、温室効果ガスの低減に対する数値目標はなくて、目標を立てなさいという戦略ということなんでしょうか。

【事業者】 御質問いただきありがとうございます。AIPHの規則上、具体的に何%のものを作りなさいといったところまでは書いてないのですが、目標を作りなさいという要求事項になっています。そういったものに関しても我々としてはできれば数値的、定量的なものもできれば示せばいいかなということで、有識者などにも御意見いただきながらどういった

形のもものがより履行性が高く、そして効果があるものであるかといったところを今整理しているところでございます。こういった数値目標に関してはオリンピック・パラリンピックですとか、そういったところでも公表しています。それからまた、大阪・関西万博の中でもそういったものはお示ししているところを踏まえてですね、我々としては、できればそういったものも参考にしながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

【田中稲子委員】 ありがとうございます。もう1点だけ最後に質問をさせていただきたいのですが、今、御回答の中に数値目標を今後立てていくということで、事後評価も求められているというお話だったのですが、アセスにおいて事後評価項目に温室効果ガスを今から追加というのは難しいのでしょうか。事務局への質問になるかもしれませんが、結果的には事後評価をされるということですので、アセスに対しても事後評価の項目に加えていただくといいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。事業者の方から御回答いただいた方がいいでしょうか。お願いします。

【事業者】 御質問いただきありがとうございます。今後、AIIPHなどとの調整もあるのですが、アセスのタイミング、スケジュールと、このAIIPHの事後評価のタイミングというのが、なかなか整合するかどうかといったのは今後の調整になってきます。いずれにしても公表します、それから作っていきますといったところはこの措置の中にしっかり書かせていただいておりますので、それと紐づいたという形で、できればそういった形もあるのかもしれませんが、今の段階で申し上げられるのは、この措置の中に明記させていただくということで、履行性はしっかり担保していきたいというふうに考えているところでございます。

【田中稲子委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 大丈夫ですか。今のお答えで、措置の中に明記をするというのは、今この画面（準備書6.1-4ページ）に映していただいている文章に更に追記をしていくということですか。その事後に検証した結果を公表していく旨です。

【事業者】 ちょっと理解が遅くて申し訳ありません。今の段階ですと取り組みを進めていきますしか書いてありませんけれども、元々規則の中で公表するとは書いてありますから、評価書の段階でそういったものは公表されますといったことは修正していきたいというふうに考えています。

【奥会長】 評価書段階で、そのように書いてくださるということですね。

【事業者】 はい。そういうふうにしたいと考えています。

【奥会長】 分かりました。田中稲子委員、よろしいでしょうか。

【田中稲子委員】 はい、ありがとうございました。

【奥会長】 他の委員の方、いかがでしょうか。準備書全般に渡って御意見がありましたらお願いします。

はい、上野委員お願いいたします。

【上野委員】 私も前回欠席しておりまして、騒音について質問というか、意見を2点ほどお願いします。

1点目は、関係車両の走行に伴う道路交通騒音の地点7のところですか。前から気になっているところなのですが、令和2年の現地調査の時

点では環境基準を満たしていたところが、こういう事業によって予測だと5デシベル程度増加すると、結果として環境基準を満たせなくなります。今の交通のいろいろなことで、環状4号線の混雑の緩和ということ考えたときに、瀬谷地内線ですか、地点7の方に車両を誘導するようなことがあると、さらに騒音の環境が悪化してしまうという懸念があるかと思えます。そういったところが少し気になっていて、その辺について見解をいただければと思ったのですけれども、これは先ほど最初の説明で、次回以降に検証して御提示いただくというような話もありましたので、そこでまとめていただければと思っています。

2点目は、施設の供用に伴う騒音です。3点の音源を設定していて、その予測地点を南側の住宅団地に2点設定していますが、結果的に大規模な催事を行う場合には、環境基準を超えるような予測結果が出ています。それに対して、保全措置で南側の住宅団地の隣接地においては、大音量の音響設備の使用を原則として禁止というようなことが書いてあるのですけれども、この南側の住宅団地の隣接地は、この音源1と3に限定されますか。つまり、音源1と3というのが今は特にステージだとか、何か設けられている絵にはなっていないので、そういう意味では音源1、3以外にも、南側の住宅団地により近いところにもこういう催事で電気音響施設が使われるような所が出てくる可能性があるのかとか、その辺の想定を少し教えていただければと思います。2点お願いいたします。

【奥会長】 では、御回答をお願いします。

【事業者】 はい、ありがとうございます。まず1点目の騒音です。関係車両に伴う騒音なのですけれども、次回にバックグラウンドを現況調査に入れ替えて試算したものをお見せしますので、そこでも詳しく御説明したいと思えます。地点7ですが、現況の調査では環境基準を下回っているということは事実としてあるのですけれども、今後、横浜市の道路事業によって地点7に繋がる瀬谷地内線、それから三ツ境下草柳線という道路がどんどん繋がって交通網が広がるということなのです。現況では（瀬谷）地内線は行き止まりの道路になっていますから、交通量は極めて少ないわけです。地点7はそういうことです。今、（準備書 6.8-6 ページを示して）下の方に青いラインで書かれているところが、新たに横浜市の道路事業で整備されます。そうしますと、今まで繋がっていなかった、例えば丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）の接道であったり、さらにその先の三ツ境下草柳線というのはずっと延長が長いものですから、そこから道路交通はかなり流入してくるというのがあります。これは広域的に見ると、環状4号線への負荷にも影響してくるのかなというところがあります。そうすると、私どもの博覧会でももちろん車の来場者がいらっしゃいますけれども、その前の段階でかなり交通量が増えてくるということになります。また、地点5については、横浜市の土地区画整理事業で道路拡幅整備を行います。今、細谷戸団地（細谷戸ハイツ）という県営住宅がありますけれども、その前面道路が土地区画整理事業によって現状よりもかなり拡幅するという整備がありまして、この瀬谷地内線や三ツ境下草柳線は我々の博覧会の開催前に状況はかなり変わって、交通量が増えてバックグラウンドもかなり大きな音が出るような状況に

なっています。我々の試算ではありますけれども、その段階で既にかなり騒音レベルは上がってしまっていて、それに対してどういう形で我々としては低減をしていくのかといった視点で予測評価を行う場所になるということをお理解いただければと思います。その上で、整理したものについては現在の準備書にも書かれていますけれども、もう少しその辺も踏まえて整理したいと思います。

それから2点目の施設の供用に伴う音源です。まず音源の想定についてですが、音源1、音源2、音源3とあります。まだ計画自体がこれから深度化する中で多少変わるかもしれませんが、我々としてはこういった場所で行催事を行うと、音が出るものについてはこういった所を考えているところであります。また、博覧会自体は大きな音で常にコンサートをしたりですとか、そういうイベントではなくてですね、花と緑を楽しんでいただくということがメインです。大音量でやるのが常日頃から行われるといったものは、そもそも考えていないというのが前提にあります。とはいえ、開会式ですとか、スペシャルデーとか、そういったものも当然設けて、多くの方に楽しんでいただきます。そういった時には、それなりの大きな音が出てしまう時もあるだろうということで、通常の行催事にはこのぐらいのレベルの音が発信されるだろうというものと、特別に年に数回行われるような開会や閉幕といったところの評価は、別途設けてお示ししたということです。評価の中でも、年数回でありますので、その時は周辺の方にこういったことがあるということをお示しして、御理解をいただいた上で開催するわけなのですが、そういった対応をせざるを得ないのかなということで記載させていただいているということでございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、上野委員いかがですか。

【上野委員】 はい、分かりました。音源1と3については、2もそうなのですが、仮設ステージみたいなものを催事の時に組んでというようなイメージを持っていただければいいのですか。

【事業者】 会場の設えについては、この深度化によってだいぶ変わってくるのですが、そもそもこの博覧会は半年間の開催でございますので、半年経ったら全てステージも含めて、それから建物の多くは全て撤去するという形になっております。今お示ししている中では、どちらかというところと広場のようなイメージを書いているのですが、催事の内容によってはステージみたいなものを組む時もあるかもしれませんが、現時点でお示しできるのは、音源の場所とその距離、それから開催する頻度や内容でございます。

【上野委員】 分かりました。御説明ありがとうございました。

【奥会長】 また次回以降、先ほどの1点目については資料も御準備いただけるということですので、その時に御確認ください。

では、田中稲子委員どうぞ。

【田中稲子委員】 先ほどの温室効果ガスの件で、議事録に残していただきたいという意味で1点だけ補足させてください。先ほど、私が開催期間中の温室効果ガスの数値をお話したのですが、もちろん工事中ですとか、撤去中の車両走行による温室効果ガスについても同じことが言えますので、数値目標を立てられる際には併せて、全てにおいて配慮されると思うのですけ

れども、是非積極的な数値目標を立ててカーボンニュートラルを目指していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【奥会長】 はい、今の点はお願いいたします。
では、中西委員どうぞ。

【中西委員】 ありがとうございます。前回この件に関しては欠席でしたので、改めて指摘事項等一覧の9ページ目の冒頭で、これはたぶん田中伸治委員が指摘されたのではないかと思いますけれども、シャトルバスの各駅の影響なのですが、どうしてもこの敷地及び周辺の道路の評価になるのですけれども、実際には4つでしたか。駅からのシャトルバスが非常に多い計画で、それが実は駐車場の必要台数の計算などにも大きく影響していますので、このシャトルバスがきちんと運行できるかどうかというのは非常に重要な問題だというふうに考えています。非常に台数の設定が多くて、1分に1台、十日市場駅です、それ以外のところも2、3分に1台とか、かなり高頻度でシャトルバスを出すので本当に成り立つのが極めて疑問といえますか、心配に思っています。特に瀬谷駅、三ツ境駅の辺りは道路なども厳しいところがありますので、これがきちんと成り立つのかどうか確認できないと、そもそもの駐車場必要台数の方にも疑念が発生してしまいます。これは先の話と言わずに、今できるということを、確証をもって示していただかないと評価としては問題が出てくるかなと思います。次回以降説明予定ということなので、それについて非常に重要であるというふうに指摘しておきたいと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の点は、事業者の方は次回以降、補足資料で説明予定ですか。

【事業者】 少しこの件に関しては、整理するのにお時間いただきたいと思っています。しっかりと御安心いただけるような、そういったシャトルバスの運行、それから駅周辺の状況についてもお示しする必要があると我々も認識しておりますので、少しお時間いただきながら、中西委員、それから田中伸治委員からもこの辺については重要だといいただいておりますので、しっかりそのことを踏まえてですね、我々としても整理していきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【奥会長】 お願いします。
田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 すみません。補足資料7についてですが、いいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【田中修三委員】 河川流量に対する影響を、この対象事業実施区域内の影響とそれから上流域全部を含めた形での影響と両方出していただきまして、それで河川流量に対する影響の程度がよりはっきり分かって良いと思います。今回出していただいたことについては、特に質問等はございません。

その上で、前回お話しなかったのですが、湧水に対する影響ですね。湧水に対する影響はなかなか評価が難しいのですけれども、準備書では、土地区画整理事業で環境に配慮した土地利用がなされるので影響はあまりないだろうというような評価になっていますが、地下水流の情報がもし手に入るのであれば、地下水流の視点から、今回の例えば駐車場を造ることによって影響があるのかないのか、ある程度もう少しはつき

りした評価ができるような気がするのですが、もし地下水流の情報があるのであれば、その点を少し加えていただくとよりよいかと思います。

【奥会長】 はい、その点いかがでしょうか。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。私どもも地下水流ですとか、地下水も含めてですけど、そういったデータがあるのかというのは確認した上で準備書を提出しているのですが、今のところ、そういった情報がないということでございます。私どもが独自で調査といってもですね、博覧会自体が事業中の土地区画整理事業の事業用地を使わせていただくということで、いろいろ制限もございますので、今のところそういったことを新たに設けるのは難しいかなと認識しているところでございます。

【奥会長】 はい、田中修三委員いかがですか。

【田中修三委員】 もし情報がなければ仕方ないですので、分かりました。

【奥会長】 ありがとうございます。他の点はいかがですか。他に御意見ございますか。大丈夫でしょうか。一通り皆様から御意見頂戴いたしまして、本件については継続審議ということになります。

それでは、他に御質問等ないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

【事務局】 恐れ入ります。事務局でございます。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 御退出されたのですけれども、田中伸治委員から先ほどパークアンドライドにつきまして、少し他の委員の皆様の意見を聞きたいということで、よろしければ、そこに関して御審議いただければと思います。

【奥会長】 はい。パークアンドライドについては、現時点では1箇所以外は具体的に示せないということなので、事後調査で報告をするということになっておりますと、そのように事業者は言っていますけれども、それでよしとするかどうかということですね。アセスとしては、他の場所も含めて示していただいて、調査、予測、評価をしていただくというのが本筋ではないかというところで、他の委員の御意見もいただきたいということですが、いかがでしょうか。

田中伸治委員のおっしゃるとおりではあるのですが、一方で出せないものは出せないということなのだろうと思うのですが、どうでしょうか。御意見はございますか。はい、菊本副会長お願いいたします。

【菊本副会長】 田中伸治委員の御意見について、出せないものをいくら言ってもなかなか出せないというのは、それはあり得ると思うのですけれども、今の時点で出せないということで懸念するのが、パークアンドライドでこのくらいの台数を確保するという話を宣言しているのに、最終的にその

計画が出せないということは確保できないのではないかという、そこも懸念されるわけです。そこについて確実に確保できなければ、ここで宣言したことに矛盾しているということになるので、そういうことはきちんと厳しく指摘しておいた方がいいかなというふうに思いました。以上です。

【奥会長】 はい。他はいかがですか。はい、中西委員どうぞ。

【中西委員】 根本的な解決策の提案はなかなか難しいのですが、以前に駐車場の配置、ゾーニングが必要だという話もありましたが、結局可能な限り条件を狭めていくことを徹底するしかないなというふうに思います。例えば、ここにはできないとか、可能性のあるところはこの辺りであるとか、そういう検討するというところで、最終的にきっちり決めないと出せないというのは設計側といいますか、計画側の立場では分かるころはあるのですが、そのプロセスでやはり大きな考え方から徐々に狭めていって、ここにするという決め方をされているはずで、その部分をしっかり狭めていくということを可能な限り提示していただいて、それに対してもっとこういうことを配慮すべきというやり取りの中で考えていく部分も必要なのではないかなというふうに思います。そういった意味で全然出せないではなく、大きな考え方、なるべく具体的な今出せる考え方を少しでも出していただくことを求めるという形ではないかなと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他に御意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、今いただいた御意見を踏まえますと、情報として新たなものを現時点で出せないから、事後調査で対応しますというのをそのまま受け入れるということではなく、今後、段階を経て、例えば評価書の段階で、もしかしたら今以上に出せる情報というのは出てくるかもしれない、地権者との関係もあるのでピンポイントでというのは難しいにせよ、大体このあたりで何台というところとか、そういった情報でできるものをできる段階でしっかりと出していっていただくという方向で、事業者に対応を求めるということでよろしいでしょうか。そのように事務局から伝えていただくということになるかと思います。もしくは、また次回、そのように事業者がいる場で直接御発言いただいてもいいと思います。よろしいですか。

それでは、田中伸治委員にも、本日審議がなされ、大きな方向性としては、事業者に出せるものを出せる段階でしっかりと出していただくことを依頼するというをお伝えいただければと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 ありがとうございます。他の点はいかがでしょう。

【事務局】 すみません。事務局から中西委員に確認させていただきたいです。先ほど、シャトルバスのお話をされたと思うのですが、田中伸治委員の趣旨ですと、駅での人の滞留がどういうふうになるのか、しっかり数字的な部分を出してくださいということなのかもしれませんが、中西委員の趣旨としては、周辺の道路状況がどうなのかというところなのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

【中西委員】 そうですね、田中伸治委員の御発言の趣旨はこの資料でしか把握でき

ず、そのような趣旨というのはあまり理解できなかったところがあります。私の感覚としては、周辺の道路状況、それからバスのバースと道路との関係できちんと成り立ちうるかということに気になっているというものです。今の御質問と申しますか、御指摘で正しいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 他にないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。次回以降も審議を継続いたしますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

(1) 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正に伴う意見公募の実施について（報告）

ア 報告資料について事務局が説明した。

イ 質疑、特になし

【奥会長】 では、本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい、本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

（傍聴者退出）

- 資 料
- ・（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について **事務局資料**
 - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
 - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する補足資料 **事業者資料**
 - ・横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正に伴う意見公募の実施について **事務局資料**